

ワーキンググループ規則

(目 的)

第1条 この規則は、ワーキンググループ（以下、「WG」という）の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 WGの運営は、定款ならびにその他の規則、規程に規定されている事項を除き、この規則の定めるところによる。

(設 置)

第3条 WGは、新技術、新商品の開発テーマに係わる活動を進めるために必要と判断されるとき、運営委員会、事業企画委員会または技術委員会は、WGを設置することができる。

- 2 事業企画委員会または技術委員会が新たにWGを設置した場合は、その旨を運営委員会に報告しなければならない。

(構 成)

第4条 WGは、正会員、賛助会員、ならびに当法人職員からなるメンバーにより構成する。

- 2 正会員、賛助会員のメンバーは、募集、もしくは推薦により選定し決定する。

(主 任)

第5条 WGには、メンバーの互選により主任を1名置くものとする。なお、主任の指名により必要に応じて代理を置くことができる。

- 2 主任の任期は、原則として当該WG解散までとする。
- 3 主任は、本規則、当法人の定款ならびにその他の規則、規程に従い、WGの運営を調整し、活動の推進を図るものとする。

(活動)

第6条 WGは、目標管理を徹底のうえ、当該WGの設置目的を遂行しなければならない。

- 2 WGにおける各事項の決定は、原則として会議の招集による決議をもって行う。会議の招集が困難な場合は、書面、E-Mail等により行うことができるものとする。
- 3 WGにおける会議は、主任及びメンバーの2分の1以上の出席をもって成立し、WGにおける決定は会議出席者全員の賛成をもって行う。会議招集によらず書面（E-Mail）による場合は、2分の1以上の応答があり、応答者全員の賛成をもって決定する。
- 4 WG活動の経過および結果については、定期または随時、関連委員会に報告しなければならない。

(責 任)

第 7 条 WGの主任は、当該WGの運営に係る責任を負うものとし、WGを設置した委員会は、当該WGに対する総括責任を負うものとする。

(事務局)

第 8 条 WGの事務局は当法人に置き、主任を補佐するとともにWG活動の推進を図るものとする。

- 2 事務局は、WG活動において提言、提案を行えるものとし、その提言、提案はメンバーと同等の取り扱いとする。

(議事録)

第 9 条 WGの活動における会議の記録は、その経過の要領及び結果を記載した議事録として作成し、当該WGが解散した年度末より起算し、5年間保管する。

(工業所有権の使用の取り扱い)

第 10 条 WGの活動過程で当法人およびメーカー等の保持する工業所有権の使用が必須となる場合は、当法人が別に規定する「ラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本方針」に従うものとする。

(その他の事項)

第 11 条 WGの運営に関し、本規則、当法人の定款ならびにその他の規則、規程に定めのない事項は、運営委員会の決するところによる。

(規則の改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、運営委員会の決議を経なければならない。

(施行日)

第 13 条 この規則は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。